

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seido/1004422.html

執行機関名 相模原市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助に関する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第3の6の項において同じ。)であって教育委員会規則で定めるもの
番号法別表第1の項	26	
番号法別表第2の項	37	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の10の項 就学援助に関する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第3の6の項において同じ。)であって教育委員会規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1条	相模原市特別支援学級就学奨励費交付要綱第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨に則り特別支援学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級就学奨励費(以下「奨励費」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
独自利用事務の関連規範		相模原市特別支援学級就学奨励費交付要綱